官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（**法務**一一〇）　一
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（**外務**一一七）　五
○我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示（**文部科学**五七）　六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　元
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三
会社その他
会社決算公告　三